

令和6年度 実施報告	令和7年度 実施計画
1. 羽曳野市男女共同参画推進本部 ○羽曳野市男女共同参画推進本部会議 第1回:令和6年8月27日開催 ○羽曳野市男女共同参画推進本部幹事会議 第1回:令和6年8月27日開催 ○男女共同参画推進員会議 開催なし 予定案件:1. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて 令和5年度推進状況調査結果報告 2. 人権推進課男女共同参画事業について 3. その他	1. 羽曳野市男女共同参画推進本部 ○羽曳野市男女共同参画推進本部会議 第1回:令和7年7月7日開催 ○羽曳野市男女共同参画推進本部幹事会議 第1回:令和7年7月7日開催 ○男女共同参画推進員会議 開催予定 予定案件:1. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて 令和6年度推進状況調査結果報告 2. 人権推進課男女共同参画事業について 3. 第4期羽曳野市男女共同参画推進プランについて ※今後 第2回、第3回の会議を予定しております

令和6年度 実施報告	令和7年度 実施計画
2. 羽曳野市男女共同参画推進審議会 ○第1回:令和6年10月7日(月)開催 内 容:羽曳野市男女共同参画推進審議会委員への委嘱状交付 予定案件:1. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて ・令和5年度推進状況調査結果報告 2. 人権推進課男女共同参画事業について ・「令和5年度実施報告」及び「令和6年度実施計画」 3. その他	2. 羽曳野市男女共同参画推進審議会 ○第1回:令和7年7月28日(月)開催 (年度内3回開催予定) 予定案件:1. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて ・令和6年度推進状況調査結果報告 2. 人権推進課男女共同参画事業について ・「令和6年度実施報告」及び「令和7年度実施計画」 3. 第4期羽曳野市男女共同参画推進プランについて

令和6年度 実施報告	令和7年度 実施計画
3. 羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議・事例検討会議 ○第1回:令和7年1月27日(月)10:30~11:07(1時間37分) 内 容:1. 配偶者暴力被害者支援連絡会議、支援一覧について【人権推進課】 2. マイナンバー情報連携における留意事項【デジタル推進課】 3. 高齢者虐待防止法について【地域包括支援課】 4. 住民基本台帳における支援措置の概要及び件数報告【市民課】	3. 羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議・事例検討会議 ・連絡会議及び実務者会議は年1回程度の開催を予定(令和8年1月開催予定) ・事例検討会議は必要に応じて開催

令和6年度 実施報告	令和7年度 実施計画
4. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン 令和5年度推進状況調査(令和6年6月3日照会、6月21日回答期限) ・実施施策数:134施策(全135施策)	4. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン 令和6年度推進状況調査(令和7年4月11日照会、5月15日回答期限) ・実施施策数:135施策(全135施策)

令和6年度 実施報告

5. きらりはびきの ～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～

開催日時	令和6年12月14日(土)14:00～16:00
開催場所	羽曳野市立生活文化情報センター(LICはびきの)ホールM
テーマ	「和太鼓 -絆-」(和太鼓パフォーマンスと人権講演)
講師	一般社団法人 和太鼓-絆-
参加者数	参加者:464人

令和7年度 実施計画

5. きらりはびきの ～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～

開催日時	令和7年11月16日(日)(予定)
開催場所	羽曳野市立生活文化情報センター(LICはびきの)サムテックホールM
テーマ	障害を乗り越えた音楽家の演奏と講演
講師	式町水晶(しまちみずき)(予定)
定員	定員:400人

令和6年度 実施報告

6. 男女共生セミナー

羽曳野市男女共同参画推進条例及び第3期羽曳野市男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画社会の実現のため、市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、働く場などにおいて、固定的性別役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことができるよう理解を図ること並びに男女が互いに身体的な違いを十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもち、健康で自分らしい生活を送ることができるよう支援すること等を目的とする。

① 「心と身体を支えるセルフケア」

開催日時	令和6年7月13日(土) 14:00～16:00
開催場所	羽曳野市役所 別館3階会議室
講師	HINATA(鍼灸師・ウィメンズセンター大阪スタッフ)
参加者数	22人(定員:20人 申込者数 45人) ※申し込み多数のため講師と調整し、参加者増対応
一時保育	利用申込みなし

② 「心と身体を支えるセルフケア Part.2」

開催日時	令和6年9月8日(日) 14:00～16:00
開催場所	羽曳野市役所 別館3階会議室
講師	HINATA(鍼灸師・ウィメンズセンター大阪スタッフ)
参加者数	31人(定員:20人 申込者数 47人) ※申し込み多数のため講師と調整し、参加者増対応
一時保育	利用申込みなし

③ 「プロから学ぶ珈琲講座」

開催日時	令和7年2月24日(月) 13:30～16:00
開催場所	羽曳野市役所 別館2階研修室
講師	吉田清彦(関西調理師学校講師)
参加者数	31人(定員:20人 申込者数 47人) ※申し込み多数のため講師と調整し、参加者増対応
一時保育	利用申込みなし

令和7年度 実施計画

6. 男女共生セミナー

羽曳野市男女共同参画推進条例及び第3期羽曳野市男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画社会の実現のため、市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、働く場などにおいて、固定的性別役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことができるよう理解を図ること並びに男女が互いに身体的な違いを十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもち、健康で自分らしい生活を送ることができるよう支援すること等を目的とする。

① 「プロから学ぶ珈琲講座」

開催日時	令和7年6月8日(土) 13:30～16:00
開催場所	羽曳野市役所 別館2階研修室
講師	吉田清彦(関西調理師学校講師)
参加者数	21人(定員:20人 申込者数 39人) ※申し込み多数のため講師と調整し、参加者増対応
一時保育	利用申込みなし

② 「プロから学ぶ珈琲講座」(予定)

開催日時	令和7年10月4日(土)(時刻:未定)
開催場所	羽曳野市役所 別館3階会議室
講師	吉田清彦(関西調理師学校講師)
参加者数	定員:20人
一時保育	2歳から就学前までの幼児を対象(無料・予約制・定員5人)

③ (未定)

開催日時	令和8年(予定)
開催場所	(未定)
講師	(未定)
参加者数	(未定)
一時保育	(未定)

令和6年度 実施報告	令和7年度 実施計画
7. 啓発事業 ○男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」 ・Vol.31テーマ「羽曳野市に女性相談支援員が配置されました」 令和6年度に1000部作成、市民参加事業や窓口等で配布 増刷300部 合計1300部 ○男女共同参画啓発物品作成 ・ポケットハンカチ800枚（啓発メッセージを個包装にシール添付） 市民参加型事業等で配布 ○若年層の性暴力被害予防月間（4月） ・市広報4月号・市ウェブサイト・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載 ○男女共同参画週間（6月23日～29日） ・市広報6月号・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載、庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）掲示 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日） ※11月25日は、女性に対する暴力撤廃国際日 ・市広報11月号・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載、庁舎内及び公共施設でのポスター（国）・のぼり（市庁舎前）掲示 ・啓発ティッシュペーパーと相談機関の情報をセットにした啓発物品を人権推進課窓口、道の駅及び市内公共施設（16ヶ所）において配布 ・職員作成のパープルリボン（150ヶ作成）を市民人権部員、特別職、部長、理事、副理事、男女共同参画推進本部幹事及び推進員に配付 啓発物品（ティッシュなど）とともに配付 ・LICはびきのにて「パープル・ライトアップ」を実施 ○「生理の貧困」への取り組み 市内公共施設女性トイレに生理用品を常設 市ウェブサイト・市 LINE 投稿により周知	7. 啓発事業 ○男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」 ・Vol.32テーマ「仕事と健康の両立」 令和7年度に1000部作成、市民参加事業や窓口等で配布 ○男女共同参画啓発物品作成（啓発メッセージを個包装にシール添付） ・マチありコットンバッグ 180 個 （つぶたんプリント 男女共同参画週間キャッチフレーズ印刷） ・マグネット付き フードクリップ 2 個入 240 個 ・スライドジッパーバッグ（5 枚入り） 480 個 市民参加型事業等で配布予定 ○若年層の性暴力被害予防月間（4月） ・市広報4月号・市ウェブサイト・市LINE・ORCESS掲示板への掲載 ○男女共同参画週間（6月23日～29日） ・市広報6月号・市ウェブサイト・市LINE・ORCESS掲示板への掲載・庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）掲示 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日） ※11月25日は、女性に対する暴力撤廃国際日 ・市広報11月号・ORCESS掲示板への掲載、庁舎内及び公共施設でのポスター（国）・のぼり（市庁舎前）掲示 ・啓発タオルハンカチと相談機関の情報をセットにした啓発物品を人権推進課窓口、道の駅及び市内公共施設（16ヶ所）において配布 ・職員作成のパープルリボン（150ヶ作成）を市民人権部員、特別職、部長、理事、副理事、男女共同参画推進本部幹事及び推進員に配付 啓発物品（ティッシュなど）とともに配付 ・LICはびきのにて「パープル・ライトアップ」を実施予定 ○「生理の貧困」への取り組み 市内公共施設女性トイレに生理用品を常設 各種週間で生理用品無料配布 市ウェブサイト・市 LINE 投稿により周知

○女性活躍応援 BOOK!（大阪府発行冊子）の紹介 女性が幅広く活躍できる社会を実現させるためには、家事・育児・介護・妊娠・出産・病気治療等、様々な事情と仕事を両立させる必要があり、それらについて労働とかかわりのある相談の概要をとりまとめたもの。 市ウェブサイト・市 LINE 投稿により情報提供 ○わたしらしく働くためのキャリアカウンセリング（主催：大阪府 運営：ドーンセンター） 自分の「強み」になるスキルや能力は何か？、再就職について悩んでいる人、今までの仕事を振り返ってこれからどんなことに取り組んだらいいのか等、人生とキャリアについて迷っている人向けのキャリアコンサルタントによるカウンセリング 市ウェブサイト・市 LINE 投稿により情報提供 ○事業者向け啓発「男女いきいき事業者制度」の紹介 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度 「男女いきいきプラス」認証制度 「男女いきいき事業者」表彰制度 に応募することで企業のイメージアップや融資のメリットを広報し、女性活躍推進を促すもの。 市ウェブサイト・市 LINE 投稿により情報提供 ○公開羅針盤「掲示板」「キャビネット」を活用して職員へ情報提供 ・月刊総合情報誌「共同参画」（内閣府 発行・編集） ・DV支援一覧表の掲示	○女性活躍応援 BOOK!（大阪府発行冊子）の紹介 女性が幅広く活躍できる社会を実現させるためには、家事・育児・介護・妊娠・出産・病気治療等、様々な事情と仕事を両立させる必要があり、それらについて労働とかかわりのある相談の概要をとりまとめたもの。 市ウェブサイト・市 LINE 投稿により情報提供 ○わたしらしく働くためのキャリアカウンセリング（主催：大阪府 運営：ドーンセンター） 自分の「強み」になるスキルや能力は何か？、再就職について悩んでいる人、今までの仕事を振り返ってこれからどんなことに取り組んだらいいのか等、人生とキャリアについて迷っている人向けのキャリアコンサルタントによるカウンセリング 市ウェブサイト・市 LINE 投稿により情報提供 ○事業者向け啓発「男女いきいき事業者制度」の紹介 「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度 「男女いきいきプラス」認証制度 「男女いきいき事業者」表彰制度 に応募することで企業のイメージアップや融資のメリットを広報し、女性活躍推進を促すもの。 市ウェブサイト・市 LINE 投稿により情報提供 ○ORCESS「掲示板」「キャビネット」を活用して職員へ情報提供 ・月刊総合情報誌「共同参画」（内閣府 発行・編集） ・DV支援一覧表の掲示
---	--

令和6年度 実施報告

8. 女性相談（面接・電話）

相談日	第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日 ※偶数月の第4水曜日は面接のみ対応 13時30分～16時30分（一人60分：予約制）
相談員	第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日：女性専門相談員対応 ※相談日以外は、職員対応
相談件数	面接111件 電話13件 合計124件

9. 特設女性相談

これまで実施してきた定期的な女性相談（平日午後）に加え、男女共同参画施策に関連する週間、運動期間の午前から昼の休憩時間帯に実施することにより、平日午後の相談が利用しづらい方や、働く方への利用につなげるため実施

相談日	男女共同参画週間（6月23日～29日）及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）のそれぞれ2日、年間4日実施 ① 6月9日（金）市役所 ② 6月28日（水）陵南の森 ③ 11月10日（金）市役所 ④ 11月22日（水）市役所
実施時間	10時00分から13時00分までとし、次の3枠で対応する。 1枠目：10時00分から10時50分（50分間） 2枠目：11時00分から11時50分（50分間） 3枠目：12時00分から12時50分（50分間）
相談方法	面談及び電話相談 ※6月28日は面談のみ 事前予約（先着順）
相談員	女性専門相談員（1人）対応
相談件数	6月9日（金）：2件 6月28日（水）：1件 11月10日（金）：0件 11月22日（水）：3件
告知方法	・市ウェブサイト、市広報紙（5・6・10・11月号）に掲載 ・啓発物品（ティッシュペーパー等）に相談情報を掲載し、配布

10. 女性相談支援員の配置【新規事業】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行されたことによる新規事業

令和7年度 実施計画

8. 女性相談（面接・電話）

相談日	第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日 ※偶数月の第4水曜日は面接のみ対応 13時30分～16時30分（一人60分：予約制）
相談員	第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日：女性専門相談員対応 ※相談日以外は、職員対応
相談枠数	（定例の相談枠数）3枠/（日）×3日/（月）×12か月＝108枠

9. 特設女性相談

これまで実施してきた定期的な女性相談（平日午後）に加え、男女共同参画施策に関連する週間、運動期間の午前から昼の休憩時間帯に実施することにより、平日午後の相談が利用しづらい方や、働く方への利用につなげるため実施（予定を含む）

相談日	男女共同参画週間（6月23日～29日）及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）のそれぞれ2日、年間4日実施 ① 6月4日（水）市役所 ② 6月13日（金）市役所 ③ 11月5日（水）市役所 ④ 11月14日（金）市役所
実施時間	10時00分から13時00分までとし、次の3枠で対応する。 1枠目：10時00分から10時50分（50分間） 2枠目：11時00分から11時50分（50分間） 3枠目：12時00分から12時50分（50分間）
相談方法	面談及び電話相談 事前予約（先着順）
相談員	女性専門相談員（1人）、女性相談支援員（1人）対応
相談件数	6月4日（水）：0件 6月13日（金）：2件 11月5日（水）、11月14日（金）開催予定
告知方法	・市ウェブサイト、市広報紙に掲載 ・啓発物品（ティッシュペーパー等）に相談情報を掲載し、配布

10. 女性相談支援員の配置

会計年度職員配置 月・水・金（週3日）

令和6年度 実施報告

11. 配偶者等暴力被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置に係る意見付与
住民票基本台帳における支援措置に関する「意見付与」運用マニュアルに基づいて運用
※下記の数値は人権推進課経由分のみ（庁内では、地域包括支援課、こども家庭支援課、
高年介護課、生活福祉課、障害福祉課においても意見付与をしている。）
※「面接相談」において、申出者の状況（内容）を聴き取り、確認して意見を付与する。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待等の被害者支援にかかる住民基本台帳事務処理マニュアルにおける申出者の区分

- A：配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者
B：ストーカー規制法第2条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、さらに反復してつきまとい等をされるおそれがある者
C：児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待の被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれのある者
D：その他AからCまでに掲げる者に準ずる者

区分	対応	申出者について	対応件数	新規	変更	延長
A	○	配偶者等暴力被害者	25（男性0、女性25）	9	0	16
B	△	ストーカー行為等被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
C	×	児童虐待の被害者	—	—		
D	○	①デートDV被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		②区分Cに基づき支援を受けていて、18歳に達した後も引き続き支援を必要とする被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		③18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかった被害者	2（男性2、女性0）	0	0	2
		④ ①～③以外の被害者 ※運用マニュアル外の緊急対応	18（男性7、女性11）	4	0	14
※令和7年3月末 合計件数 ⇒			45（男性9、女性36）	13	0	32

令和7年度 実施計画

11. 配偶者等暴力被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置に係る意見付与
住民票基本台帳における支援措置に関する「意見付与」運用マニュアルに基づいて運用
※下記の数値は人権推進課経由分のみ（庁内では、地域包括支援課、こども家庭支援課、
高年介護課、生活福祉課、障害福祉課においても意見付与をしている。）
※「面接相談」において、申出者の状況（内容）を聴き取り、確認して意見を付与する。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待等の被害者支援にかかる住民基本台帳事務処理マニュアルにおける申出者の区分

- A：配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者
B：ストーカー規制法第2条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、さらに反復してつきまとい等をされるおそれがある者
C：児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待の被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれのある者
D：その他AからCまでに掲げる者に準ずる者

区分	対応	申出者について	対応件数	新規	変更	延長
A	○	配偶者等暴力被害者	2（男性0、女性2）	0	0	2
B	△	ストーカー行為等被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
C	×	児童虐待の被害者	—	—		
D	○	①デートDV被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		②区分Cに基づき支援を受けていて、18歳に達した後も引き続き支援を必要とする被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		③18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかった被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		④ ①～③以外の被害者 ※運用マニュアル外の緊急対応	1（男性0、女性1）	0	0	1
※令和7年6月末現在 合計件数 ⇒			3（男性0、女性3）	0	0	3

令和6年度 実施報告

12. 意見等の申し出の処理状況等

（羽曳野市男女共同参画推進条例第15条「意見等の対応」）

	受付件数	前年度からの 繰越件数	意見等処理が終了した件数	
			処理対象	処理対象外
6年度	0	—	0	0

令和7年度 実施計画

12. 意見等の申し出の処理状況等

（羽曳野市男女共同参画推進条例第15条「意見等の対応」）※令和7年6月末現在

	受付件数	前年度からの 繰越件数	意見等処理が終了した件数	
			処理対象	処理対象外
7年度	0	—	0	0